



の項において「養子縁組里親」という。)である者」に、「により、同法第6条の4第2号に規定する」を「により、」に改める。

第17条の2の見出し中「第24条第2号イ」を「第24条第2号」に改め、同条中「第24条第2号イの「人事委員会規則で定める非常勤職員」」を「第24条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

級別職務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月25日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

富山県人事委員会規則第2号

級別職務に関する規則の一部を改正する規則

級別職務に関する規則（平成28年富山県人事委員会規則第538号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

本庁	共通			係長 主査	係長 主査	室長補佐 課長補佐	総合交通 政策室次 長 課長 班長	室長（他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。） 危機管理 監代理 検査室次 長 参事	次長（他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。） 成長戦略 室長 デジタル 化推進室 長 働き方改 革・女性 活躍推進 室長 ランチー ムとやま 推進室長 総合交通 政策室長 観光振興 室長	局長（他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。） 部長（他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。） 会計管理 者 危機管理 監 理事	知事政策 局長 経営管理 部長
----	----	--	--	----------	----------	--------------	-------------------------------	---	--	--	--------------------------

									情報企画 監		
									企業誘致 専門監		

を

本庁	共通			係長 主査	係長 主査	室長補佐 課長補佐	課長 班長	室長（他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。）  危機管理 監代理  検査室次 長  参事	次長（他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。）  成長戦略 室長  デジタル 化推進室 長  働き方改 革・女性 活躍推進 室長  ワンチー ムとやま 推進室長  観光振興 室長  行政経営 室長  こども家 庭室長  情報企画 監  企業誘致 専門監	局長（他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。）  部長（他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除く。）  会計管理 者  危機管理 監  新型コロナ ウイルス 対策監  こども家 庭支援監  理事	知事政策 局長  経営管理 部長

に、

富山県美術館								副館長	館長		
--------	--	--	--	--	--	--	--	-----	----	--	--

を

富山県美術館								副館長	館長		
--------	--	--	--	--	--	--	--	-----	----	--	--

に、

富山児童相談所	児童心理 司	児童心理 司									
高岡児童相談所	児童心理 司	児童心理 司									

を

富山児童相談所	児童心理 司	児童心理 司					次長		所長		
高岡児童相談所	児童心理 司	児童心理 司					次長		所長		

に、

衛生研究所							総務課長				
総合衛生学院						科長	教務課長		院長		

を

衛生研究所							総務課長				
-------	--	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--

に改め、同表備考第9項中「総合衛生学院の科長」を「児童相談所の相談支援第一

課長、相談支援第二課長及び心理相談課長」に改め、同表備考第11項を同表備考第12項とし、同表備考第10項の次に次の1項を加える。

- 11 高岡児童相談所長については、人事委員会が認める場合にあつては、職務の級を6級とすることができる。

別表第2中

「		地域企画課					地域指導官				
							警察航空隊長				
							鉄道警察隊長				

を

「		地域企画課					地域指導官				
							鉄道警察隊長				

に、

「		公安課					警備指導官			危機管理対策官	

を

「		公安課					警備指導官			危機管理対策官	
		警備課						警察航空隊長			

に改め、同表備考第4項中「警察航空隊長及び山岳警備隊長」を「山岳警備隊長及び警察航空隊長」に改める。

別表第5の備考を同表備考第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 2 農林水産総合技術センターの栽培・深層水課長については、人事委員会が認める場合にあつては、職務の級を4級とすることができる。

別表第6中

「		新川厚生センター		課長 班長 係長 主任	支所長	所長	
		中部厚生センター		課長 班長 係長 主任		所長	
		高岡厚生センター		課長 班長 係長 主任	支所長	所長	

砺波厚生センタ ー		課長 班長 係長 主任	支所長	所長	
総合衛生学院				院長	

を

新川厚生センタ ー		課長 班長 係長 主任	支所長 次長	所長	
中部厚生センタ ー		課長 班長 係長 主任	次長	所長	
高岡厚生センタ ー		課長 班長 係長 主任	支所長 次長	所長	
砺波厚生センタ ー		課長 班長 係長 主任	支所長 次長	所長	

に改める。

別表第7の備考第2項の次に次の1項を加える。

- 3 副主幹については、人事委員会が認める場合にあっては、職務の級を4級とすることができる。

別表第8の備考を同表備考第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 2 副主幹については、人事委員会が認める場合にあっては、職務の級を4級とすることができる。

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月25日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

富山県人事委員会規則第3号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第261号）の一部を次のように改正する。

別表第1 知事部局の項中

「	知事政策局長、危機管理局长、危機管理監、地方創生局長及び本庁の部長 会計管理者及び出納局長	」
---	--	---

を

「	知事政策局長、危機管理局长、危機管理監、地方創生局長、交通政策局長及び本庁の部長 会計管理者及び出納局長 新型コロナウイルス対策監 こども家庭支援監	」
---	---	---

に、

「	総合県税事務所長	」
---	----------	---

を

「	総合県税事務所長 富山県美術館長	」
---	---------------------	---

に、

「	知事政策局の次長、地方創生局次長及び本庁の部の次長	」
---	---------------------------	---

を

「	知事政策局次長、危機管理局次長、地方創生局次長、交通政策局次長及び本庁の部の次長	」
---	--	---

に、

「	ワンチームとやま推進室長 総合交通政策室長 観光振興室長	」
---	------------------------------------	---

を

「	ワンチームとやま推進室長 観光振興室長 行政経営室長 こども家庭室長	」
---	---	---

に、

「	富山県美術館の館長及び副館長	」
---	----------------	---

を

「	富山県美術館副館長	」
---	-----------	---

に、

「	厚生センターの所長 衛生研究所次長 総合衛生学院長	」
---	---------------------------------	---

を

「	厚生センターの所長 児童相談所の所長 衛生研究所次長	」
---	----------------------------------	---

に、

「	本庁の課長及び班長 総合交通政策室次長	」
---	------------------------	---

を

「	本庁の課長及び班長	」
---	-----------	---

に、

「	消費生活センター所長 県民共生センター館長	」
---	--------------------------	---

を

「	消費生活センター所長	」
---	------------	---

に、

「	立山センター所長 総合福祉会館長 児童相談所の所長	」
---	---------------------------------	---

を

「立山センター所長  
児童相談所の次長」

に、

「衛生研究所の部長及び総務課長  
総合衛生学院教務課長」

を

「衛生研究所の部長及び総務課長」

に改め、同表備考第4項中「環境科学センターの所長及び次長」の次に「、児童相談所の所長」を加える。

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月25日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

### 富山県人事委員会規則第4号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第267号）の一部を次のように改正する。

別表中

「上市町立白萩南部小学校	中新川郡上市町東種17
立山町立立山芦畷小学校	中新川郡立山町芦畷寺8

を

「上市町立白萩南部小学校	中新川郡上市町東種17
--------------	-------------

に改める。

### 附 則



この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の寒冷地手当に関する規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(人委・職員課)

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月25日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

### 富山県人事委員会規則第5号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第158号）の一部を次のように改正する。

第4条の2を削る。

第5条第1項の表中「衛生検査業務に従事する技師及び薬剤師」を「衛生検査業務に従事する技師」に、

5 薬剤部に勤務する薬剤師	月額	8,080円
---------------	----	--------

を

5 薬剤部に勤務する薬剤師	月額	12,800円
---------------	----	---------

に、「臨床工学技師」を「臨床工学技士」に改める。

第6条第1項の表中総合衛生学院の項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(看護職員処遇改善手当)

**第6条の2** 条例第11条第2項の人事委員会規則で定める額は、勤務1月につき4,000円とする。

2 再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「4,000円」とあるのは「4,000円に勤務割合を乗じて得た額」とする。

第36条第2項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

第37条第2項ただし書の表中

社会福祉施設等業務手当	夜間看護手当
病院業務手当	夜間看護手当

を

病院業務手当	夜間看護手当
看護職員処遇改善手当	夜間看護手当

に、同条第3項ただし書中「医療業務手当」を「病院業務手当」に、「社会福祉施設等業務手当」を「看護職員処遇改善手当」に改める。

第38条中第1項ただし書中「ただし」の次に「、看護職員処遇改善手当」を加え、同条第3項中「特地勤務手当」を「看護職員処遇改善手当、特地勤務手当」に改める。

第38条の2を次のように改める。

(育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の手当額の特例)

**第38条の2** 第3条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第6条の2第2項、第11条第2項、第16条第3項、第30条の5第2項及び第36条の規定は、育児短時間勤務職員等に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第2項	再任用短時間勤務職員（条例第4条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）	育児短時間勤務職員等
	勤務割合（条例第4条第3項に規定する勤務割合をいう。以下同じ。）	勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
	勤務割合	勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
第5条第2項、 第6条第2項、	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
	勤務割合	勤務時間条例第2条第2項の

第6条の2第2項及び第11条第2項		規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
第16条第3項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
第30条の5第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
	勤務割合	勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
第36条第1項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
第36条第2項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
	勤務時間条例第2条第3項	勤務時間条例第2条第2項
第36条第5項	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
	勤務割合	勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

2 第3条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第6条の2第2項、第11条第2項、第16条第3項、第30条の5第2項及び第36条の規定は、任期付短時間勤務職員に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第2項	再任用短時間勤務職員（条例第4条第3項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）	任期付短時間勤務職員
	勤務割合（条例第4条第3項に規定する勤務割合をいう。以下同じ。）	勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
	勤務割合	勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者

		の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
第5条第2項、 第6条第2項、 第6条の2第 2項及び第11 条第2項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
	勤務割合	勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
第16条第3項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第30条の5第 2項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
	勤務割合	勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
第36条第1項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第36条第2項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
	勤務時間条例第2条第3項	勤務時間条例第2条第4項
第36条第5項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
	勤務割合	勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特殊勤務手当等に関する規則第6条の2、第37条、第38条及び第38条の2の規定は、令和4年2月1日から適用する。

(人委・職員課)

富山県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月25日

富山県人事委員会

委員 長 久 保 精 一 郎

**富山県人事委員会規則第6号**

富山県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

富山県職員等の旅費に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（新規採用職員の赴任旅費）

**第1条の2** 条例第2条第1項第5号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 医師又は歯科医師の職にある職員
- (2) その他人事委員会の承認を得た職員

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（人委・職員課）

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月25日

富山県人事委員会

委員 長 久 保 精 一 郎

**富山県人事委員会規則第7号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年富山県人事委員会規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事部局の項中「危機管理監代理」の次に「、新型コロナウイルス対策監、こども家庭支援監」を加える。

別表第2中



---

「衛生研究所」に改め、同表法別表第1に掲げる事業以外の事業の項中「総合県税事務所（各相談室及び自動車税センターを含む。） 県民共生センター」を「総合県税事務所（各相談室及び自動車税センターを含む。）」に、「立山センター 総合福祉会館」を「立山センター」に改める。

（人委・職員課）

---

